

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回さいたま市・岩槻市合併協議会	
開 催 日 時	平成16年7月20日（火） 11時00分開会・11時35分閉会	
開 催 場 所	浦和コルソホール（さいたま市浦和区）	
議 長 氏 名	会長 相川 宗一	
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名	局長 宮澤 健二 外7名	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	別添「第2回さいたま市・岩槻市合併協議会次第」のとおり	(1) 報告事項について原案どおり了承 (2) 全協議事項について原案どおり決定
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料	別添「第2回さいたま市・岩槻市合併協議会資料」のとおり	
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし	
会 議 録 の 確 定	確定年月日	記名押印
	平成16年8月5日	会長（議長） 相川 宗一 (印)

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから第2回さいたま市・岩槻市合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、協議会事務局の三次と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、資料を確認させていただきます。第2回さいたま市・岩槻市合併協議会次第書でございます。次に、(1)報告事項と記載してある表題のもの、そして同じく、表題が(2)協議事項と記載してございます、6ページつづりのものがございます。さらに、別冊で新市建設計画案と表記してございます、計4組の資料でございます。以上が本日お配りしたものでございます。よろしくご確認をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、当協議会の会長でございます相川会長からよろしくお願い申し上げます。</p>
相川会長	<p>それでは、第2回さいたま市・岩槻市合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>暑さ厳しい日々が続きますが、委員の皆様には公私とも大変お忙しい中にもかわりませずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>第1回会議では、持ち帰り検討することとした提案事項2件を除き、36件という多くの案件をご審議いただき、原案のとおりご決定をいただいたところでございます。本日は、提案をしておりました議員の定数の取扱いの両市議会からの報告と、協議事項として合併の期日、合併の是非等についてご審議をお願いしたいと存じます。また、新市建設計画案の県との事前協議が終了したことから、議案として提出をさせていただいております。委員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、開会に当たりごあいさつにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員の皆様、ご発言の際にはお手元にマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、相川会長、よろしくお願いいたします。</p>
相川議長	<p>それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。なお、本日、佐藤弘毅委員、中村一巖委員及び関根忠一委員の3名が欠席となっております。</p> <p>本協議会に提出をさせていただきました案件は、お手元に配付をさせていただきました次第書のとおりであります。委員の皆様のご協力をよろしくお</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>願ひ申し上げます。</p> <p>初めに、議事の（１）、報告事項ですが、報告第１号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明を願ひます。</p> <p>それでは、お手元の資料、（１）、報告事項、１ページになります。報告第１号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>この件につきましては、前回、両市の議会においてその取扱いを検討するよう願ひしたものでございます。別添のとおり、両市議会からご報告をいただきましたので、その内容を報告いたします。</p> <p>まず、２ページになりますけれども、さいたま市議会からの報告でございます。記以下を読ませていただきます。</p> <p>１、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第６条第２項及び第３項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。</p> <p>２、合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第６条第５項の規定は適用しない。</p> <p>以上が、さいたま市議会からの報告でございます。</p> <p>次に、３ページの岩槻市議会からの報告を読ませていただきます。同じく記以下を読ませていただきます。</p> <p>１、提案第２号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>合併時の議会の議員の定数は、合併特例法第６条第２項の規定を適用する。</p> <p>なお、同法同条第５項の規定の適用については、さいたま市議会の考え方を尊重し、その意向に合わせるものとする。</p> <p>以上が、岩槻市議会からの報告でございます。</p> <p>両市議会の報告を比べてみますと、さいたま市議会の報告の１で、合併特例法第６条第２項及び第３項を適用して、岩槻市の区域を選挙区として増員選挙を行うとしておりまして、岩槻市議会においても、第６条第２項を適用し、増員選挙を行うこととしておりますので、両市議会とも編入合併特例定数をとる内容となっております。</p> <p>また、さいたま市議会の報告の２の合併特例法第６条第５項の規定は適用しないという件につきましては、岩槻市議会では、さいたま市議会の考え方を尊重し、その意向に合わせるとのことで、さいたま市議会の報告のとおりとなります。</p> <p>以上のことを踏まえまして、この件につきましては、協議事項の議案第31号で議案として提出させていただいております。</p> <p>以上でございます。よろしく願ひいたします。</p>
相川議長	<p>ただいまの報告第１号につきましては、事務局説明のとおりご了承を願ひます。</p> <p>次に進みます。続いて、議事の（２）、協議事項に移ります。議案第30号 合併の期日について、事務局から説明を願ひます。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>それでは、資料の(2)、協議事項でございますけれども、1ページを らんください。議案第30号 合併の期日についてご説明いたします。 「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」とさせていただきます。 これは、任意合併協議会の第1回の会議において、基本方針として、合併協 議の期間を合併特例法の期限が平成17年3月31日であることを踏まえて協 議を進めることを確認したわけですが、過日合併特例法が改正されたことを 踏まえ、年度がわりで市民生活や行政活動の区切りがいいことなどの理由か ら、合併の期日を直近の平成17年4月1日とさせていただきます。3 月31日と4月1日を比較しますと、仮に3月31日の合併の場合には、年度途 中の決算を行うことになることと、新市の1日だけの予算の編成等が必要と なること。またさらに、すぐ新年度に移行することとなりまして、複雑な事 務や会計処理が生じてまいることとなります。これらのことも勘案しまして、 合併の期日を平成17年4月1日としております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
相川議長	<p>ただいま事務局から、議案第30号について説明がありましたが、ご意見、 ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようでありますので、お諮りをいたします。 議案第30号 合併の期日については、原案のとおり決定をすることによ りしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>ありがとうございました。 ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定をさせていただきます。 次に進みます。議案第31号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2ページの議案第31号 議会の議員の定数及び任期の取扱いに ついてご説明をいたします。 先ほど、この件につきまして両市議会からの検討結果を報告させていた だきましたが、その検討結果を踏まえまして、議会の議員の定数及び任期の取 扱いについては、次のとおりとさせていただきます。 「(1)、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併 の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第 6条第2項及び第3項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に 相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域 をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>(2)、合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第6条第5項の規定は適用しない。」とさせていただきます。</p> <p>3ページの資料の図をごらんください。現在、さいたま市の議員定数は64人、岩槻市の議員定数は27人でございます。合併時に合併特例法第6条第2項の規定を適用しまして、合併後50日以内に岩槻市を区域とする選挙区を設け、7人の増員選挙を行い、さいたま市議会の編入合併特例定数を71人とするものでございます。そして、合併後最初に行われる一般選挙においても、合併特例法第6条第5項の規定によりますと、引き続き編入合併特例定数を使えるわけですが、これを適用せず、条例の定数で一般選挙を行うというものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま事務局から議案第31号につきまして説明がありました。 ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようでありますから、お諮りをいたします。 議案第31号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>ご異議なしとのことでありますので、原案のとおり決定をさせていただきます。 次に進みます。議案第32号 新市建設計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5ページの議案第32号 新市建設計画案についてご説明をいたします。別冊の新市建設計画案をごらんください。</p> <p>新市建設計画は、合併後の新市のマスタープランとなるべきものでございまして、合併特例法の規定に基づき策定されるものでございます。前回6月25日の第1回の合併協議会で埼玉県との事前協議を行うことを申し上げましたが、7月16日付で埼玉県より異議のない旨、回答をいただいております。改めて新市建設計画案の概要を簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、目次をごらんいただきたいと存じますが、新市建設計画案は、大きくⅠ、序論、Ⅱ、新市の概況及び主要指標の推計、Ⅲ、新市建設の基本方針、Ⅳ、施策の方向性及び概要、Ⅴ、財政計画と、このような構成をしております。</p> <p>まず、1ページになりますが、序論では、1、合併の必要性和効果として、(1)、多様となる地域資源を活用した、ヒト・モノ・情報の集まる活力ある都市の形成、(2)、共通する課題に対する取り組みの強化、(3)、大</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>都市としての特性の活用と魅力の向上について記述をしてございます。</p> <p>次に、3ページでございしますが、新市建設計画の策定方針でございします。計画の策定方針では、(2)で構成としまして、本計画は、新市建設の基本方針、事業計画及び財政計画を中心に構成します。(3)、計画期間は、10か年度としてございします。(4)の計画の対象区域は、さいたま市及び岩槻市の区域を対象としております。(5)の計画の基本指針の①で、岩槻市第3次総合振興計画を参考に、さいたま市総合振興計画を踏まえた計画としてございします。</p> <p>次に、4ページから9ページにかけては、第Ⅱ章、新市の概況及び主要指標の推計でございします。まず、4ページから7ページにかけまして、新市の概況として、(1)、位置及び地勢、(2)、人口及び世帯、(3)、産業について記述した後、主要指標の推計として、9ページに新市の人口及び世帯と産業についての指標の推計を掲げております。計画を10か年で設定してありますので、平成26年の年齢別の人口・構成比、世帯数、就業者数等々の推計値を示させていただきました。人口は、平成26年の時点で129万8,000人、世帯数は54万7,000世帯に達すると推計をしております。</p> <p>次に、10ページをお願いいたします。第Ⅲ章は、新市建設の基本方針でございします。まず、10ページの(1)、新市建設の基本理念につきましては、ごらんのように「市民と行政の協働」、「人と自然の尊重」、そして「未来への希望と責任」の三つを掲げております。</p> <p>次に、11ページの将来都市像につきましては、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」、「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」、「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の3点を将来都市像として掲げ、新たな都市づくりを目指すこととしております。</p> <p>12ページになりますが、岩槻区域の位置付けでございしますが、新市の都市づくりにおける岩槻区域の役割を掲げております。一つ目は、多核連携型の都市構造における拠点機能ということで、地下鉄7号線延伸の促進や東北自動車道の活用を初めとする道路・交通機能の向上等により、新市全体としてのコンパクトな都市づくりの役割を担うこと。二つ目は、特色ある新しい文化の創出と交流の活性化ということで、地域固有の歴史・文化や伝統的な「人形づくり」を生かした特色ある地域の文化を形成していくこと。また、盆栽村などとの連携を進めながら、地域固有の歴史的な文化を広く情報発信して、新市における多様で広域的な交流の拠点を形成していくこと。三つ目は、恵まれた水と緑を生かした居住空間の提供ということで、恵まれた自然環境と調和し、水と緑に恵まれた居住空間を提供するとともに、美園地区と連携した国際アメニティタウンの形成、地下鉄7号線沿線の計画的な整備等を推進すること。以上の3点でございします。</p> <p>次に、13ページになりますが、都市構造の基本方針についてでございします。新市の都市構造につきましては、「都市軸」、「土地利用」、「拠点」の観点からその方向性を示してあります。</p> <p>まず、都市軸の構成と機能ですが、下の図がございしますが、都市構造を首都圏の全体的な都市構造の中でとらえ、都市を貫く首都圏の放射方向の軸を「中央都市軸」、環状方向の軸を「交流・連携軸」と位置付けてあります。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>次に、14ページをお開きください。土地利用ゾーンの構成でございます。新市の土地利用ゾーンは、ごらんのように新市の中央部を南北に縦断する鉄道に沿った「都市ゾーン」と、都市ゾーンを囲む東西両側と浦和美園駅周辺及び岩槻駅周辺の「市街地ゾーン」、見沼田圃、荒川河川敷や元荒川を中心として新市の市街地を囲むように配置された「緑地ゾーン」という三つのゾーンで構成しております。</p> <p>次に、15ページの拠点の構成と機能についてでございますが、拠点は、都心、副都心、地域拠点から構成をいたしております。16ページの拠点の構成と配置図をごらんください。</p> <p>まず、都心は、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区でございます。高次都市機能の集積により新市の都市活動の基幹的な役割を果たすもので、業務核都市として首都機能の一翼を担います。</p> <p>副都心は、都心と連携しながら都市機能を補完する役割を担うゾーンということで、日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区の四つの地区を指定しております。岩槻駅周辺地区は、多くの歴史文化資産や一定の都市機能の集積があり、将来的にも、また対外的にも高次の情報発信と交流活動の展開が可能であることから、他の副都心とはひと味違う特色ある副都心を目指しております。</p> <p>図にはございませんが、地域拠点は、行政レベルでの市民の多様な活動や日常生活の中心となる拠点でございます。</p> <p>次に、第IV章、17ページからになりますが、施策の方向性及び概要でございます。都市の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、「新市建設の基本方針」に基づき、「施策の体系」に沿って、総合的かつ計画的な整備を推進します。</p> <p>18ページに施策の体系をお示ししてございます。環境・アメニティの分野から交流・コミュニティの分野まで、七つの分野から構成しております。それぞれ各分野の施策体系につきましては、ごらんとおりでございます。具体的には、19ページ以降29ページまで、それぞれの施策の方向性と施策の概要についてまとめてございます。</p> <p>次に、30ページになりますが、第V章、財政計画でございます。ここに財政計画の基本的な考え方を記述してございます。財政計画の前提条件でございますが、現行の税財政制度を基本として推計をいたしております。計画期間は平成17年度から平成26年度の10年間といたしております。それから、新市全域を政令指定都市という前提条件としております。</p> <p>次に、2の財政推計の考え方・方法でございますが、1番目としまして、平成16年度普通会計予算の当初予算をベースとしております。2番目として、過去の両市の普通会計決算状況の推移を基調といたしまして、各科目の歳入・歳出を推計してございます。3番目としまして、合併に伴う効果・影響を反映させております。4番目として、岩槻市域が政令指定都市に入ることによって、これらの効果・影響を反映してございます。5番目としまして、普通交付税につきましては、岩槻市域も政令指定都市として考え、推計をいたしております。おおむねこのような考え方に基づいた財政計画となっております。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>まず、31ページの歳入でございますが、地方税、地方譲与税、利子割交付金等々、ごらんの科目構成になっておりまして、計画期間は平成17年度から平成26年度の10年間でございます。平成17年度の歳入合計は、3,687億2,200万円を見込んでおります。平成18年度以降、ごらんの推移となりまして、10年後の平成26年度の歳入合計は、3,858億8,000万円と見込まれてございます。</p> <p>次に、32ページの歳出でございますが、人件費、扶助費、公債費等々、ごらんの科目構成になってございまして、平成17年度の歳出合計は歳入と同様3,687億2,200万円。平成18年度以降、ごらんのような推移で、平成26年度の歳出合計は、3,858億8,000万円が見込まれてございます。</p> <p>以上が新市建設計画の概要でございます。先ほど申し上げましたが、埼玉県との事前協議が終わりましたので、新市建設計画案をここに議案として本協議会に提出をさせていただきました。本日この協議会におきまして新市建設計画案をご決定いただければ、直ちに合併特例法第5条第3項の規定に基づきまして埼玉県との正式な協議に入りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
相川議長	<p>ただいま事務局から議案第32号につきまして説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようでありますから、お諮りをいたします。議案第32号 新市建設計画案について、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>異議なしとのことでありますので、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>なお、ただいまご決定をいただきました新市建設計画案によりまして、県知事との正式協議に入らせていただきますので、よろしくお願を申し上げます。</p> <p>次に進みます。議案第33号 合併の是非について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の6ページになりますが、議案第33号 合併の是非についてでございます。本件につきましては、さいたま市と岩槻市との合併の是非についてご決定いただきたく、議案として提出させていただいたものでございます。</p> <p>両市の合併に関する協議事項につきましては、昨年7月15日設置の任意合併協議会並びに本年6月25日設置の法定合併協議会を通しまして、多くの案件についてご協議をいただいております。本日の「合併の期日」、「議会の</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>議員の定数及び任期の取扱い」及び「新市建設計画案」をもってすべての協議事項についてご決定をいただいたところでございます。任意合併協議会の第1回の会議におきましてご確認いただきました協議の基本方針において、協議の前提として、本協議会においては両市の合併に関しその是非を含めて協議することとしておりまして、この法定協議会においても引き継がれておりますので、ここに合併の是非についてご決定をいただくよう提出をさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から議案第33号についての説明がありました。 委員の皆様方におかれまして、両市の合併の是非についてご意見等ございましたら、どうぞお願いをいたします。</p>
並木委員（岩槻市議会議員） 相川議長	<p>議長 並木委員</p>
並木委員（岩槻市議会議員）	<p>それでは、ご指名いただきましたので、是非について発言させていただきたいと存じます。 岩槻市では、さいたま市との合併につきましては、住民投票を実施し、市民の合併についての意思を確認させていただき取り組んでいるものであり、岩槻市議会といたしましても、さいたま市に合併協議を申し入れる際には、議員全員協議会を開催し、合併協議が円滑に行われるよう合併の方式は編入合併、合併後の議員の定数は編入合併特例定数とすることを早々に了承し、また5月18日に合併促進に関する決議を行ってきているところでございます。さらには、これまでの任意の合併協議会及び法定協議会では、両市の合併に向けての課題が整理され、合併協定項目となるべき事項などの協議が委員皆様方のご努力によりまして順調に行われてまいりました。 以上のようなことを踏まえまして、私といたしましては、本協議会におきまして、さいたま市と岩槻市の合併を是とすることを決定していただきますよう心からお願いを申し上げます。 以上でございます。ありがとうございました。</p>
相川議長	<p>ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。</p>
金井委員（岩槻市自治会長会会長） 相川議長	<p>議長 金井委員、お願いいたします。</p>
金井委員（岩槻市自治会長会会長）	<p>私からも一言意見を述べさせていただきます。 ただいま並木委員よりご発言がありましたが、岩槻市の住民投票の結果からも明らかなように、多くの市民がさいたま市との合併を強く望んでおりますので、私といたしましても、この合併をぜひ実現させていただくようお願い</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	い申し上げます。 ほかにいかがでしょうか。
青木委員（さいたま市 議会議員） 相川議長	議長 青木委員
青木委員（さいたま市 議会議員）	議長のお許しをいただきましたので、合併の是非につきまして、私からも一言申し上げさせていだきたいと思えます。 このたびのさいたま市、岩槻市の合併協議につきましては、岩槻市からの申し入れがあり、さいたま市議会といたしましては、合併問題調査特別委員会を設置し、合併協議会におきます協議の内容、経過並びに結果につきまして随時委員会を開催し報告するとともに、各会派へ持ち帰り検討をお願いするなど、今日まで種々の調査、検討を重ねてまいりました。本協議会としての協議も、協議事項すべてにおいて今日まで極めて順調に推移いたしましたので、さきの特別委員会におきまして各会派の合併に対する意見を聴取し、意向の確認を行いました。その結果、大方の会派が岩槻市との合併を是とし、推進する姿勢で臨むことが確認されましたので、ご報告を申し上げさせていただきます。 以上でございます。
相川議長	ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
野崎委員（さいたま市 自治会連合会会長） 相川議長	議長 野崎委員、お願いいたします。
野崎委員（さいたま市 自治会連合会会長）	さいたま市の自治会連合会会長の野崎でございます。 合併の是非について私から申し上げますが、これまで任意協議会、そして法定協議会においてそれぞれ協議をしてまいったわけでございますが、私も将来のさいたま市の発展を考えますと、合併を是といたしまして、本案に賛成をするということで私どもは考えております。どうぞよろしく願いいたします。
相川議長	ありがとうございました。 ほかにございませんか。 （「なし」の声あり）
相川議長	それでは、他にご意見もないようであります。 ただいま、さいたま市と岩槻市との合併につきましては、これを是とする

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>とのご発言がございましたので、お諮りをいたしたいと存じます。 議案第33号 合併の是非については是とすることで、委員の皆様、よろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしとのことでありますので、さいたま市と岩槻市との合併については、本協議会としては全会一致をもって是とすることと決定をさせていただきます。</p> <p>次回の協議会においては、合併協定書案についてご協議をいただくのみとなりました。合併協定書案をご協議いただくに当たり、これまで協議をし決定をされた合併の方式から新市建設計画までの29項目を合併協定項目として合併協定書案にしたため、次回議案として提出をいたしたいと存じますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ご異議なしとのことでありますので、次回の協議会ではそのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、(3)、その他であります。委員の皆様から、この際、何かご質問、ご意見等ございましたら、お受けをいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようであります。事務局から何かありましたら報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から2件ほど申し上げます。</p> <p>まず、合併協議会だよりでございますが、6月25日の第1回と本日の第2回の合併協議の内容を編集いたしまして、8月の中旬までに両市の全戸に配布したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、2点目としまして次回の日程でございますが、次回、8月24日、火曜日、午前10時から、浦和ロイヤルパインズホテル4階のロイヤルクラウンという部屋で第3回の合併協議会を開催いたしまして、合併協定書案をご決定いただいた後、引き続き合併協定調印式を行う予定でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
相川議長	<p>次回は8月24日とのことであります。3回目の法定協議会終了後、直ちに合併協定調印式を挙げる予定といたしておりますので、皆様方のご参画、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして議長の任を解かせていただきます。どうもありがとうございます。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>ございました。</p> <p>会長、大変お疲れさまでございました。</p> <p>以上で第2回さいたま市・岩槻市合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆様のご協力、大変ありがとうございました。</p>

出席委員名簿

平成16年7月20日

	氏名	備考
会長	相川 宗一	さいたま市長
副会長	佐藤 征治郎	岩槻市長
監事	平沼 康彦	さいたま商工会議所会頭
委員	佐伯 鋼兵	さいたま市議会議長
委員	竹内 昭夫	岩槻市議会議長
委員	川上 正利	さいたま市議会副議長
委員	坪田 正俊	岩槻市議会副議長
委員	青木 一郎	さいたま市議会議員
委員	日浦田 明	さいたま市議会議員
委員	並木 清	岩槻市議会議員
委員	遊馬 康宏	岩槻市議会議員
委員	内藤 尚志	さいたま市助役
委員	安藤 三千男	さいたま市理事
委員	高橋 清司	岩槻市助役
委員	出野 信男	岩槻市総務部長
委員	田隅 三生	埼玉大学学長
委員	野崎 初太郎	さいたま市自治会連合会会長
委員	金井 平一	岩槻市自治会長会会長